

1. 文化財の調査概要

本市の文化財に関する調査としては、市町村合併（平成17（2005）年3月22日）以前は、旧市町村ごとに行われており、文化財冊子についても同じく旧市町村ごとに発行されている。

大分県が実施した文化財調査も含め、本市の文化財に関する旧市町村誌、郷土史（誌）、調査報告書などの一覧は別冊の資料編に掲載する。

そして、市内の20地区公民館に対するヒアリング、前述の旧市町村誌及び郷土史（誌）並びにワークショップでいただいた意見など、地区毎ごとの調査実施状況は、表4-1のとおりとなる。

【表 4-1 地区ごとの調査実施状況】

種類			地区	日隈	若宮	咸宜	桂林	三芳	光岡	高瀬	朝日	三花	西有田	東有田	小野	大鶴	夜明	五和	前津江	中津江	上津江	大山	天瀬		
有形文化財	建造物		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	◎	△	◎	◎		
		工芸品	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	◎	△	△	△	△	
		書跡	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	
		典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	
		古文書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△
		考古資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△
		無形文化財			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	◎	◎	◎
民俗文化財	有形の民俗文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
記念物	遺跡（史跡）		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	名勝地（名勝）		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	◎	△	◎	◎	
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	◎	
文化的景観			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
伝統的建造物群			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

◎：概ね調査済み

地区公民館に対するヒアリング、旧市町村誌及び郷土史（誌）並びにワークショップでいただいた意見などで実態が調査できたもの

△：さらに調査が必要

地区公民館に対するヒアリング、旧市町村誌及び郷土史（誌）並びにワークショップでいただいた意見などでは実態が把握しきれず、追加調査が必要なもの

- ・有形文化財の内、建造物については、隈町（日隈地区）や豆田町（咸宜地区）をはじめ、全地区において概ね調査が行われている。また、美術工芸品については、前津江、中津江、大山及び天瀬の各地区において、旧町村誌及び郷土史（誌）により、調査が行われている。
- ・無形文化財については、夜明、上津江、大山及び天瀬の各地区において、旧市町村誌及び郷土史（誌）により、調査が行われている。
- ・民俗文化財の内、無形の民俗文化財については、前津江の大野楽及び天瀬地区のくにち楽などの保存会自らによる調査が行われている。
- ・記念物の内、遺跡（史跡）については、周知の埋蔵文化財包蔵地も確認され、発掘調査や文献調査により全地区において概ね調査が行われている。
- ・文化的景観については、小野地区において調査が行われ、平成20（2008）年に国の重要文化的景観の選定を受けた。その他、東有田、夜明及び大鶴の各地区において棚田景色が挙げられているが、詳細な調査は行われていない。
- ・伝統的建造物群については、豆田町（咸宜地区）において調査が行われ、平成16（2004）年に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。

2. 文化財の調査の課題

前述の地区ごとの調査実施状況より、建築物を除く有形文化財、無形文化財、民俗文化財、遺跡（史跡）を除く記念物及び文化的景観などの分野については、詳細な調査が行われていない。

将来の保存・活用に向けた基礎資料を作成するためにも、総合把握調査が必要である。

3. 未指定文化財の調査の方針・措置

（1）総合把握調査の方針

市内に残る未指定文化財の総合把握調査を実施し、今後の保存・活用等の基礎資料となるよう文化財カルテを作成するとともに、今後の文化財の望ましい保存・活用策について検討するため有識者による評価・価値づけを行う。

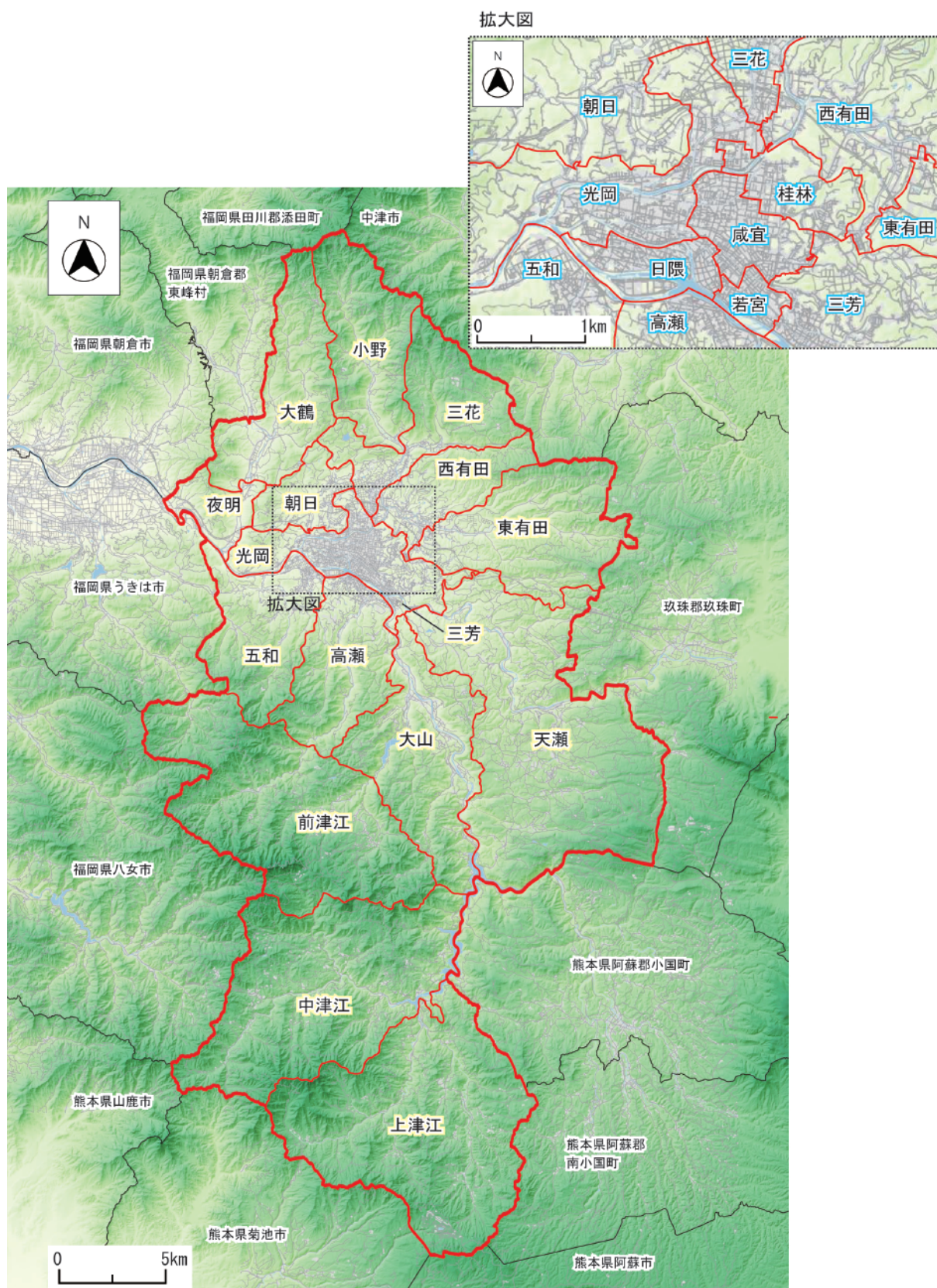
そのため、保存・継承が危ぶまれる無形の民俗文化財や毀損・散逸の可能性がある有形文化財（美術工芸品）から、計画的に総合把握調査を行うものとする。

また、指定等文化財についても、指定されて以降、年数が経過し、現在の状況が把握できていないことから、併せて把握調査を行うこととする。

なお、総合把握調査については、市民の参加を得ながら実施するものとし、調査を通じて、市民自らが主体的に、地域に残る文化財を知り、守り、活かすことについて考える機会とする。

（2）文化財の調査のための措置

（1）の調査の方針に基づき、「第6章 文化財の保存・活用に関する現状と課題・方針・措置」－「3. 文化財の保存・活用に関する措置」－「■方針1：文化財（指定、未指定）の特質の理解－調査と研究－の充実」－「①文化財の把握調査を推進する」に記載した「1. 文化財総合把握調査事業」に取り組む。



【図 4-1 地区図】